

保護犬・保護猫の飼い主になるには

県で保護した犬猫の新しい飼い主を探しています。保護犬・保護猫を家族に迎え入れることを考えてみていただけませんか。

譲渡をうけていただくにあたっては、終生最後まで飼っていただくことが絶対のお約束です。



まず は チ エ ッ ク ！	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 家族の一員として飼養することは出来ますか ➤ 犬・猫の平均寿命は10歳以上です 最後まで責任を持って飼い続ける覚悟はありますか ➤ 飼養することについて、同居している家族全員が賛成していますか ➤ 毎日、食事、散歩、トイレなどの世話をすることができますか（旅行や外出などが制限されても大丈夫ですか） ➤ 適正に飼養できる環境(場所・広さ)はありますか ➤ 餌、病気やケガの治療、伝染病の予防、登録や毎年の狂犬病予防注射（犬）、繁殖制限措置（不妊去勢手術）の実施などの費用を負担することは出来ますか ➤ 根気と愛情を持ってしつけし、近隣に迷惑をかけないように飼養することができますか（猫は室内飼養をお願いします）
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 相性等の確認のために最低1回は実際にその動物を見に来所していただく必要があります。「写真を見ただけ」では譲渡できません。 ➤ 営利目的の方、動物の飼養が禁止されている住宅にお住まいの方へは譲渡できません。 ➤ すでに別の動物を飼養されている場合、その動物の種類及び数、飼養状況を確認させていただきます。犬の場合は登録や狂犬病予防注射はちゃんとされていますか。
飼 い 主 の 責 務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任を持って飼う。 ➤ 危害や迷惑の発生を防止する ➤ 生まれてくる子犬や子猫を全て適切に飼えないのであれば不妊去勢手術を行う ➤ 動物による感染症の知識を持つ ➤ 動物が逃げたり迷子にならないようにする ➤ 迷子札などをつけて所有者を明らかにする



猫は室内飼養



適度な運動、糞の持ち帰り



所有明示（迷子札）

譲受申出に必要な書類

特に先住犬猫がいる場合など、お試して飼うことも出来ます **(トライアル制度)**

① 譲受申出書

申請者の住所氏名を確認できる住民票や免許証を御持参ください。

② 申出書別紙

家族の同意があるか、今現在他の動物を飼っているかなど、チェック項目を確認させていただきます。

③ 誓約書(様式1)

この誓約書の内容を理解し、実行していただく必要があります。

⇒写しをお渡しします。

④ 借家又は集合住宅の場合は、動物の飼養が承認されていることがわかる書類

賃貸借契約書、マンション規約等の写しを御持参ください。

※県外在住の方は、お住まいの地域を管轄する保健所に問合せをさせていただくこともありますのでご了承ください

飼養状況の連絡

譲受けてから3ヶ月後に、動物の状況等をお知らせください。

現在の写真などをお送りいただき、思いっきり犬猫自慢をお願いします！

今譲り受けたい動物がない場合

保護犬・保護猫を飼いたいけれど、「毛の色は黒色がいいなあ」「三毛猫が飼いたい」など、今現在譲り受けたい動物がない場合、県事務所(保健所)へ登録をしていただくと、ご希望に該当するような動物がいる場合に連絡をさせていただきます(登録後1年間)。

「譲受希望登録票」に必要事項を記載し、事務所にお送りください。

【お問い合わせ先】鳥取県

東部生活環境事務所 電話 0857-20-3676

中部総合事務所生活環境局 電話 0858-23-3149

西部総合事務所生活環境局 電話 0859-31-9320

